

声 明

(統一教会に対する解散命令について)

2025 (令和7) 年3月25日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田	信也
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹
同	副団長	弁護士	塚田	裕二
同	副団長	弁護士	荻原	典子
同	副団長	弁護士	植田	勝博
同	副団長	弁護士	木村	豊
同	副団長	弁護士	平田	広志
同	事務局長	弁護士	山口	広

外347名

- 1 本日、東京地方裁判所は、統一教会が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」(宗教法人法81条1項1号)ものと認め、統一教会に対して宗教法人法に基づく解散を命じました。

統一教会は、長年にわたり組織的に、正体を隠した勧誘を行い、悩みや不安を煽って自由な意思決定を妨げた状態で入信させ、献金・物品購入代金等として多額の金員を支払わせるなどし、憲法上保障された個人の「信教の自由」や「財産権」等を侵害するという違法行為を行ってきました。これにより、多くの市民を経済的破綻に追い込むだけでなくその人生や家庭までも崩壊させ、深刻で膨大な被害を生み出してきました。

本日の解散命令は、裁判所がこのような多くの被害者やその家族の声に真摯に耳を傾け、深刻で膨大な被害の実態を正しく理解したものであり、当弁護団はこれを高く評価します。

また、解散命令に至るまでの文化庁を始めとする政府関係者の皆様、その他関

係者の皆様の取り組みに、心より敬意を表します。

- 2 解散命令によって宗教法人格が剥奪されれば当該宗教法人は税制上の優遇措置を失うことになり、また、解散命令が出されるということはいわば司法が当該宗教法人を反社会的な活動を継続してきた法人であると認定することであり、これは被害者救済の現場にも影響を与えることになり、これらにより今後の被害者救済に向けた取り組みと被害抑止が進むことが期待されます。その意味で、本日の解散命令は、統一教会による被害者全員の救済と今後の被害抑止に向けた大きな一歩ですが、救済と抑止に向けた取り組みをこれからさらに推し進めていかなければなりません。

当弁護士においては、統一教会に対し、2023（令和5）年2月22日以降9次にわたり合計194名の被害者について総額57億円を超える損害賠償請求を行い、集団交渉を求めており、そのほとんどが集団調停に移っています。

本日の解散命令を知り、初めて被害の声を上げようとする方も多くいると思います。また、解散命令を機に統一教会を脱会しようとする信者の方もいると思います。当弁護士は、引き続き、統一教会に関する相談をお受けし、全力で被害者救済に取り組んでまいります。現在信者である方も含め、ぜひ当弁護士にご相談ください。相談窓口は以下になります。

電話（平日午前10時半～15時半）：03-6261-6653

相談フォーム（365日24時間）：<https://www.uchigai.net/#>。

また、本年4月5日（土）には、当弁護士と協定を結んでいる日本司法支援センター（法テラス）主催の電話相談会も予定されています（10時～16時、電話番号0120-005931）。全国からの相談を受け付け、当弁護士所属の弁護士も対応します。こちらにもお気軽にお電話下さい。

- 3 統一教会は、本日の解散命令を重く受け止め、これまで甚大な被害を発生させたことを猛省すべきです。そして、これに不服申立て（即時抗告）を行わずに解散命令を受け入れ、速やかに全被害者に対する謝罪と賠償を行うべきです。

この点、統一教会は、本年2月14日付けプレスリリースにて、被害者を「印

象操作の“道具”」などと呼び捨て、「弁護士こそ、紛争解決を困難にしてきた最大の障害である」などと論難しています。また、上記集団調停では、「靈感商法は販売会社が行ったもので統一教会は無関係だ」「献金は信仰心に基づき自由意思で行われたものであり、被害も不法行為も存在しない」などと不当な主張を繰り返し、弁護団の請求額のうちわずかな金額の献金等の受領しか認めず、しかもその受領額の5%という極めて低廉な和解提案を行ってきています。

しかし、このように被害に真摯に向き合わない統一教会の姿勢こそが、紛争解決の最大の障害となっていることは明らかです。統一教会は直ちにそのような姿勢を正し、当弁護団と被害者救済に向けた真摯な話し合いを行うべきです。

- 4 解散命令は、統一教会がこれに不服申立て（即時抗告）をしなかった場合には不服申立て期間（2週間）を経過した時点で、不服申立てをした場合はそれが東京高等裁判所で棄却された時点で確定します。確定すれば、裁判所から清算人弁護士が選任され、裁判所の監督の下で、法人の消滅に向けた清算手続が開始します。

しかし、現行の法制度では、清算に関する法の規定が極めて曖昧で不十分であるため、清算手続が円滑かつ迅速に進まず、その結果、清算手続を通じた被害者救済に支障を来すこととなりかねません。特別措置法の制定などにより、清算人の権限を明確にし、複数の清算人の選任を可能にすることなどがが必要です。政府及び国会は、被害者救済に向けて速やかに必要な対応を行ってください。

当弁護団一同、統一教会による被害者救済のために引き続き全力を尽くします。

以上